

令和4年7月13日

学生の皆さん

学務部学生支援課

### SNS等による人権侵害について(注意喚起)

昨今、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

その情報がいったんインターネット上に流出すれば、画像等のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた者は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

このような中、SNS上で複数の学生から誹謗中傷を受けたという相談があり、今後の状況次第では専門機関に相談することにしました。

ついては、加害者にも被害者にもならないために、今一度初心に立ち返り自分の行動を見直すとともに、お互いの人権を尊重した行動を取るように心掛けてください。

#### 【参考】

○埼玉大学ソーシャルメディアガイドライン

[http://www.saitama-u.ac.jp/sns/data/sns\\_guideline.pdf](http://www.saitama-u.ac.jp/sns/data/sns_guideline.pdf)

○内閣府大臣官房政府広報室

「SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>